

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第6条第3項の表備考第1項中「保育士登録（）」の次に「同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び」を加える。

第14条第1項中「第10条から第12条まで」を「第10条、第12条」に改め、同項の表中

「

第10条	又は入所	又は入園
------	------	------

第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児

」

を

「

第10条	又は入所	又は入園
------	------	------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員数に算入することができる副園長及び教頭の資格要件に地域限定保育士を加えること等のため、この条例を制定するものである。